

「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」開催要綱

(目的)

第1条 「国土強靱化基本計画」(平成30年12月閣議決定)において、インフラの維持管理・更新を確実に実施することが求められていることに加え、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月閣議決定)においては、産業保安における安全性と効率性をIoTやAIなどのデジタル技術を活用して高める取組を推進することとされている。

危険物施設は、引き続き使用期間の長期化傾向が見られる中、事故件数は依然として高い水準で推移しており、施設をより効果的に予防保全・維持管理することが課題である。他方で、社会の少子高齢化等を背景に、危険物保安に係る人材の確保・育成も長期的課題となっている。

このような中、より効果的な危険物施設の予防保全・安全管理を推進するため、危険物施設の長期使用に係る調査検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

(調査検討事項)

第2条 検討会は次の事項について調査検討を行う。

- (1) 施設の経年化を前提とした施設保全・安全管理方策
- (2) 施設の予防保全におけるAI・IoT等のデジタル技術の活用方策
- (3) 危険物保安人材の確保・育成方策
- (4) 消防機関による効果的な検査等の実施方策

(組織)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が任命する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故があるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、任命日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁予防課危険物保安室において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、令和2年10月12日から実施する。

「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」委員名簿

(五十音順)

委員	石井 弘一	全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ長
委員	岡崎 慎司	横浜国立大学大学院工学研究院 機能の創生部門 教授
委員	小川 晶	川崎市消防局 予防部 危険物課長
委員	亀井 浅道	元横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター 特任教授
委員	小森 一夫	一般社団法人 日本化学工業協会
委員	坂井 清	山口県総務部消防保安課長
委員	佐々木 雄一	石油連盟 環境安全委員会 設備管理専門委員会
委員	妙中 育弘	堺市消防局 予防部 危険物保安課長
委員	辻 裕一	東京電機大学 教授
委員	土橋 律	東京大学大学院工学系研究科 教授
委員	中村 英之	一般社団法人 日本非破壊検査工業会 理事
委員	中本 敦也	危険物保安技術協会 タンク審査部長
委員	西 晴樹	消防庁消防研究センター 火災災害調査部長
委員	長谷川 清美	東京消防庁 予防部 危険物課長
委員	藤井 公昭	石油化学工業協会 消防防災専門委員会 委員長
委員	松井 晶範	一般財団法人 全国危険物安全協会 理事兼業務部長
委員	山田 實	元横浜国立大学 リスク共生社会創造センター 客員教授 危険物保安技術協会
委員	若倉 正英	特定非営利活動法人保安力向上センター長
委員	若狭 勝	一般社団法人日本産業機械工業会
事務局	渡辺 剛英	消防庁危険物保安室長
事務局	勝本 大二郎	消防庁危険物保安室 課長補佐
事務局	菊地 貞幸	消防庁危険物保安室 企画係長
事務局	竹中 那月	消防庁危険物保安室 企画係
事務局	村岡 竜司	消防庁危険物保安室 企画係